

令和7年度事業計画

令和7年度の当協会は、公益社団法人として公益事業とされる次の2つの事業を引き続き推進してゆく。また、会員業務に対して、円滑かつ適正な遂行に資する事業として、収益事業（会員業務支援事業）も着実に実施してゆくほか、会務の管理業務や関係団体との連絡業務を行う。

1. 消費者保護事業（公1） 国民生活の基盤である不動産取引の適正化並びに一般消費者等の利益の擁護、増進を図るために、不動産取引に係る専門性と経験を有する宅地建物取引士の供給（試験による選出）・育成を行うほか、一般消費者等に対して不動産取引に係る適正な知識・情報を提供するための事業
2. 地域活性化事業（公2） 安全かつ安心して住むことが出来る住環境の形成に寄与し、地域社会の健全な発展を促進するための事業
3. 会員業務支援事業 行政や地方議員等との連携及び会員の経営環境の改善を図る方策の研究等、会員の業務支援に関する事業
4. 会務の総管理 当協会の会計事務をはじめ、関係団体の連絡や、富山県不動産会館の管理・賃貸、各種会議の効率的な運営など総合的な管理

以上の事業を実施するに当たり、4つの委員会を設け、次の事業を実施する。

1. 総務・財政委員会（会務の総管理）
 - (1) 庶務人事
 - (2) 予算・決算管理及び会計処理
 - (3) 入会金・会費の徴収管理及び金銭出納並びに定款諸規定
 - (4) 各種表彰に係る候補者推薦
 - (5) 富山県不動産会館の管理運営
 - (6) 各種会議の効率的な運営
 - (7) 会員管理
 - (8) 適切な財政処理
 - (9) 諸用紙等の販売
 - (10) 富山県証紙の販売
 - (11) 家財保険の取り扱い
 - (12) 法令及び倫理規程違反に係る措置
 - (13) 協会組織の在り方に関する調査研究
 - (14) 総務・財政に係るその他の事業

2. 消費者保護委員会（公1）

- (1) 宅地建物取引士資格試験業務
- (2) 宅地建物取引士資格の登録・法定講習会・宅地建物取引士証の作成及び交付業務
- (3) 県下統一の研修会業務
- (4) 法令遵守業務
- (5) 不動産広告の適正化支援業務
- (6) 賃貸不動産の管理に係る支援業務
- (7) 不動産無料相談業務、空き家相談業務、移住相談業務
- (8) レインズ・ハトマークサイトによる不動産物件の情報提供業務
- (9) 空き家・移住・定住に係る住宅についての消費者向け相談・情報提供業務
- (10) 消費者保護に係るその他の事業

3. 地域活性化委員会（公2）

- (1) 暴力団等追放運動推進業務
- (2) 災害協定推進業務
- (3) 防犯活動推進業務
- (4) 不動産の日推進業務、空き家セミナー等業務
- (5) 空き家等コーディネート推進業務
- (6) 精通者意見価格調査業務
- (7) 地域活性化に係るその他の事業

4. 会員業務支援委員会

- (1) 空き家・空き店舗情報発信事業の実施
- (2) 公共事業用地に係る代替地斡旋業務の実施
- (3) 不動産コンサルティング自主研修、専門教育の実施
- (4) 不動産業開業支援セミナー業務
- (5) 宅地建物取引士賠償責任補償保険の普及活動の実施
- (6) 県議会議員会及び行政との懇談会の実施
- (7) 不動産鑑定士協会との意見交換会の実施
- (8) 広報誌の発行、ホームページ、メーリングリスト及びLINE アプリによる
会員向け情報提供
- (9) IT 重説等のビジネスサポート
- (10) ハトマーク支援機構に係る斡旋・取扱い業務
- (11) 不動産キャリアパーソン受講促進及び推奨、受付業務の実施
- (12) 会員業務支援に係るその他の事業

その他

令和7年4月1日より「新」公益法人制度に改正となります。この改正の目的は、公益法人の経営判断で、社会的課題への機動的な取組が可能になり、透明性と公益法人自らのガバナンスの向上で国民からの信頼と支援を獲得し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献することに繋がります。内容は「財務規律の柔軟化」、「行

政手続の簡素化・合理化」、「自律的ガバナンスの充実・透明性向上」が求められます。当協会としまして、令和7年度よりこの公益法人認定法改正に伴う具体的な対応を実施し、より一層の会員サービス向上はもとより、公益的活動と宅建業の健全な運営、業界の健全な発展及び消費者保護を図る活動に努めてまいります。